# 現在の規約

### <一般条項>

## 第1条(会員および家族会員)~第19条(届出事項の変更等)

鹏

### 第20条(諸法令等の適用)

- (1)会員は、日本国外でのカード利用について、現在適用されている、または今後適用される外国為替および外国貿易に関する諸法令、諸規則等により許可証・証明書その他の書類を必要とする場合には、当社の要求に応じ、これを当社に提出するものとします。また、日本国外でのカードの利用の制限あるいは停止に応じるものとします。
- (2)会員は、犯罪収益移転防止法に基づき、入会にあたり当社に対して、同法で定める運転免許証・パスポート等の本人確認書類を提示、もしくは提出(写しの提出も含む。)するものとします。また、当社が本人確認(本契約締結後の住所確認のためも含む。)のために住民票を取得することに同意します。なお、会員は、本人確認書類とカード入会申込書記載の氏名、生年月日、住所等が相違した場合、当社の求めに応じて追加の書類を提出するものとします。
- (3)会員は、前各項の定めに対応できなかった場合または会員が第19条(3) に記載の者もしくはその家族に該当すると当社が判断した場合には、当社が入会を拒絶しまたはカードの利用を制限しもしくは停止する等の措置をとることを承諾するものとします。

## <一般条項>

## 第1条(会員および家族会員)~第19条(届出事項の変更等)

胳

### 第20条(諸法令等の適用)

- (1)会員は、日本国外でのカード利用について、現在適用されている、または今後適用される外国為替および外国貿易に関する諸法令、諸規則等により許可証・証明書その他の書類を必要とする場合には、当社の要求に応じ、これを当社に提出するものとします。また、日本国外でのカードの利用の制限あるいは停止に応じるものとします。
- (2)会員は、犯罪収益移転防止法に基づき、入会にあたり当社に対して、同法で定める運転免許証・パスポート等の本人確認書類を提示、もしくは提出(写しの提出も含む。)するものとします。また、当社が本人確認(本契約締結後の住所確認のためも含む。)のために住民票を取得することに同意します。なお、会員は、本人確認書類とカード入会申込書記載の氏名、生年月日、住所等が相違した場合、当社の求めに応じて追加の書類を提出するものとします。
- (3)会員は、当社がマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の防止、ならびに経済制裁および外国為替関係法令等の遵守のため、会員の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握することを目的として、提出期限を指定して各種確認や資料の提示または提出を求めた場合には、これに応じるものとします。
- (4)会員は、(1)もしくは(2)の定めに対応できなかった場合、(3)の各種確認や 資料の提出の依頼に対する会員の対応、具体的な取引の内容、会員の 説明内容およびその他の事情を考慮して、当社がマネー・ローンダリン グ、テロリスト資金供与、もしくは経済制裁への抵触のおそれがあると 判断した場合、または会員が第19条(3)に記載の者もしくはその家族に 該当すると当社が判断した場合には、当社が入会を拒絶しまたはカード の利用を制限しもしくは停止する等の措置をとることを承諾するものと します。

#### 新規条文の追加

## <キャッシュレス・消費者還元事業に伴う会員へのポイント還元に関する 特約条項>

※本条項は、会員が、国の事業である「キャッシュレス・消費者還元事業」 (以下「本事業」といいます。)対象の中小・小規模の小売店・サービス業者・飲食店等においてカードショッピングを利用した場合に適用されます。

# 第31条の2(本事業の適用)

- (1)当社は、2019年10月1日の消費税増税後9ヶ月間に限り、会員が、当社の加盟店のうち、本事業の要件を充たした中小・小規模の小売店・サービス業者・飲食店等においてカードショッピングを利用した場合、会員に対して、クレジットカードの利用に基づく当社所定のポイント(以下「ポイント」といいます。)をもって本事業に基づく消費者還元を行うものとします。
- (2)本事業の適用につき、会員に帰責する以下の不当な取引(以下「不当な取引)といいます。)の発生またはその疑いがある場合、もしくは不当な取引が発生した疑いがあると本事業の補助金事務局から当社が通知を受けた場合、当社は、会員へのポイント付与の停止およびカードの利用を停止することができるものとし、これとともに、会員に対し、既に付与したポイントを取り消すことができるほか、会員に帰責する不当な取引により、国、本事業の補助金事務局または当社に損失が生じた場合において、当社がその損害に相当する額を会員に請求したときは、会員は直ちにその全額を当社に賠償するものとします。
  - ①他人のキャッシュレス決済手段を用いて決済した結果として、自己または他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること
  - ②架空の売買や、直接または間接を問わず、加盟店自らが会員に販売した商品を同額で再度購入する取引等、客観的事情に照らして取引の実態がないにも関わらず、当該取引を根拠として、自己または他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること
  - ③商品もしくは権利の売買または役務の授受を目的とせず、本事業による消費者還元を受けることのみを目的として、キャッシュレス決済を行い、自己または他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること
  - ④本事業の対象でない取引を対象であるかのように取り扱い、自己また は他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること
  - ⑤本事業の対象取引が取消、解除その他の事由により存在しなくなった、 または現金もしくは本事業の対象外取引である金券等による反対給 付が行われたにも関わらず、自己または他者が本事業における消費 者還元に基づく利益を得ること
  - ⑥本事業の対象でない加盟店が対象であると申告することで、他者に 本事業における消費者還元に基づく利益を得させること
  - ②その他本事業の補助金事務局が、補助金制度の趣旨に照らして不当であると判断する取引をすること